

関係条文集

年金個人情報の定義

○ 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

第三十八条 厚生労働省及び機構は、年金個人情報（厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保有するに当たっては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2～10 （略）

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

（国民年金原簿）

第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号（政府管掌年金事業（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。）の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）

（国民年金原簿の記載事項）

第十五条 法第十四条 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 被保険者（第二号被保険者にあつては、厚生年金保険の被保険者である者に限る。次号において同じ。）の基礎年金番号
- 二 被保険者の性別、生年月日及び住所
- 三 給付に関する事項
- 四 法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項又は平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び法第九十条の二第一項、第二項又は第三項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項
- 五 被保険者が国民年金基金の加入員であるときは当該基金の加入年月日

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（記録）

第二十八条 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

○ 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）

（原簿の記載事項）

第八十九条 法第二十八条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 被保険者の基礎年金番号
- 二 被保険者の生年月日及び住所
- 三 被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別
- 四 事業所の名称及び船舶所有者の氏名（船舶所有者が法人であるときは、名称とする。）
- 五 被保険者が基金の加入員であるときは、当該基金の名称
- 六 賞与の支払年月日
- 七 保険給付に関する事項

年金個人情報の保護

	行政機関の保有する個人情報の 保護に関する法律	日本年金機構法第38条
個人情報の 範囲 ※ 年金 個人情報 には死 亡した 者の情 報を含 む	(定義) 第2条 (略) 2 この法律において「個人情報」とは、 生存する個人に関する情報であつて、当 該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等により特定の個人を識別するこ とができるもの（～略～）をいう。 (個人情報の保有の制限等) 第3条 行政機関は、個人情報を保有する に当たっては、法令の定める所掌事務を 遂行するため必要な場合に限り、かつ、 その利用の目的をできる限り特定しなけ ればならない。	1 厚生労働省及び機構は、<u>年金個人情報（厚生 年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国 民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に 記録する個人情報その他政府管掌年金事業の 運営に当たって厚生労働省及び機構が取得す る個人情報をいう。以下この条において同じ。）</u> を保有するに当たっては、それぞれその所掌事 務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、 かつ、その利用の目的をできる限り特定しなけ ればならない。
利用目的 外の利用 と提供の 制限	(利用及び提供の制限) 第8条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場 合を除き、利用目的以外の目的のために</u> 保有個人情報を自ら利用し、又は提供し てはならない。	4 厚生労働大臣（その委任を受けた者を含む。 以下この条において同じ。）及び機構は、<u>法律 の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、 又は提供しなければならない場合を除き、利用 目的以外の目的のために年金個人情報を自ら 利用し、又は提供してはならない。</u>

目的外での利用と提供が可能な範囲の限定	第8条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、<u>その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</u>	5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を内部で利用し、又は相互に提供する場合であって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。 イ～二 (略) 三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。 イ～ト (略) 四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
----------------------------	--	---

○ 日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）（抄）（個人情報）

第一条 日本年金機構法（以下「法」という。）第十二条第四項第二号の厚生労働省令で定めるものは、死亡した個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）とする。

年金個人情報の提供（開示）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（開示請求権）

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

【ねんきん定期便】

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

（被保険者に対する情報の提供）

第十四条の二 厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第十五条の二 法第十四条の二の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。ただし、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十二条の二の規定による厚生労働大臣の通知が行われる場合は、この限りでない。

一 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 第一号被保険者としての被保険者期間 被保険者期間の月数、最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び被保険者期間における保険料の納付状況に応じた保険料の総額

ロ 第二号被保険者としての被保険者期間（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。（次項第二号において同じ。）） 厚生年金保険法施行規則第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項

ハ 第三号被保険者としての被保険者期間 被保険者期間の月数

二 老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の見込額

三 その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が三十五歳、四十五歳及び五十九歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び厚

生年金保険法施行規則第十二条の二第一項第二号に掲げる事項を除く。)のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

- 一 被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更の履歴(共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。)
- 二 すべての第一号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに第二号被保険者としての被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

○ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

(被保険者に対する情報の提供)

第三十一条の二 厚生労働大臣は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

○ 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)

(保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知)

第十二条の二 法第三十一条の二の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

- 一 被保険者期間の月数
 - 二 最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額
 - 三 被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料(被保険者の負担するものに限る。)の総額
 - 四 国民年金法施行規則第十五条の二第一項第一号(ロを除く。)に掲げる事項
 - 五 国民年金法による老齢基礎年金(以下「老齢基礎年金」という。)及び老齢厚生年金の額の見込額
 - 六 その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が三十五歳、四十五歳及び五十九歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。)のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。
- 一 国民年金法施行規則第十五条の二第二項第一号に掲げる事項
 - 二 すべての国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

【ねんきんネット】

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

一・二 （略）

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせることができる。

4 （略）

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

第七十九条 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

一・二 （略）

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務（国民年金法第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担に伴う事務を含む。）を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせることができる。

4 （略）

年金個人情報の訂正

【行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（訂正請求権）

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第二十八條 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【総務省年金記録確認第三者委員会に基づく訂正請求】

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十 （略）

二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。

二十二～九十九 （略）

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

附則

（年金記録確認中央第三者委員会）

第二十二條 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会（以下この条において「中央委員会」という。）を置く。

2 中央委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあっせん（以下「年金記録に係る苦情のあっせん」という。）に当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあっせんに関する重要事項を調査審議すること。

二 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が前号の中央委員会の調査審議の結果に従って策定した基本方針（次条第三項において「基本方針」という。）に基づき、あっせん案を作成すること。

3 前項に定めるもののほか、中央委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第百八十六号）の定めるところによる。

（年金記録確認地方第三者委員会）

第二十三條 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に、それぞれ一の年金記録確認地方第三者委員会（以下この条において「地方委員会」という。）を置く。

2 前項の規定にかかわらず、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会の数は、四とする。

3 地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあっせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あっせん案を作成する。

4 前項に定めるもののほか、地方委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第

三者委員会令の定めるところによる。

○経済財政改革の基本方針 2007 について（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）

（2）年金

iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。